

岡崎市地域包括支援センター事業実施方針

1 目的

地域包括支援センター（以下「センター」という。）が、事業を円滑に実施できるよう、介護保険法（以下「法」という。）第115条の47第1項に基づき、センターの事業実施方針について定める。

2 地域包括ケアシステムの構築

- (1) センターは、岡崎市（以下「市」という。）及び岡崎市内全てのセンター並びに関係諸機関と連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境構築の実現のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを包括的、継続的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に努める。
- (2) 市とセンターは、地域包括ケアシステムを構築するため、医療と介護を含めた多職種連携の強化、生活支援の体制整備、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進による地域課題の把握と政策提言、人材育成などセンターの機能の強化に努める。
- (3) 市とセンターは、世代を超えた多様な住民による支えあいの体制づくりを通じて地域共生社会の実現に努める。

3 地域のニーズに応じた業務の実施

センターは、実態把握や関係機関からの情報を収集し、地域の特性を考慮した課題を把握し、当該センターの役割を明確にし、地域ごとに必要な重点的な業務や取組みを市とセンターが協議して行い、地域が抱える課題の解決に努める。

4 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築

センターは、高齢者を取り巻く多種多様な課題に対応するため、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員等から構成される地域ケア圏域会議・生活支援体制整備協議体（第2層）の開催や各関係機関が開催する会議への参加等、あらゆる機会を通じて、これらの関係機関との連携強化を意識し、高齢者を支援するためのネットワーク（地域包括支援ネットワーク）構築、人と人、人と資源をつなぐことに努める。

5 地域ケア会議の運営

- (1) センターは、地域ケア圏域会議・生活支援体制整備協議体（第2層）を実施することにより、コミュニティケア会議、個別ケア会議等から把握された地域課題についての検討、住民の主体的な支えあいの仕組みや通いの場の増加、認知症高齢者声かけ訓練、地域資源マップの作成等に努める。
- (2) センターは、コミュニティケア会議を実施することにより介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や地域包括支援ネットワークの構築、多職種の規範的統合、地域課題の把握に努める。
- (3) センターは、個別ケア会議を実施することにより、支援困難事例等の支援について十分な検討を行い、関係者間の連携を強化し、高齢者の生活を支えるよう努める。
- (4) センターは、地域ケア圏域会議・生活支援体制整備協議体（第2層）、コミュニティケア会議、個別ケア会議から把握された課題について多職種が検討することで、地域づくり・資源開発、政策立案に向けた提言などの実施に努める。
- (5) 市は、地域包括ケアシステムの構築及び包括的・継続的ケアマネジメント業務の効

果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者等により構成される地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体（第1層）を実施する。地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体（第1層）では、地域ケア圏域会議・生活支援体制整備協議体（第2層）、コミュニティケア会議、個別ケア会議において把握された課題について、市全体としての検討や施策化等に努める。

6 第1号介護予防支援事業

センターは、第1号介護予防支援事業を実施する際には、指定介護サービス事業所の活用に加え、住民主体の通いの場や趣味の講座、インフォーマルサービス等の活用を推進し、本人の望む地域で自立した生活を送り続けるためのケアマネジメントの実施に努める。

7 ケアマネジメント支援の実施方針

センターは、地域における主任介護支援専門員等のネットワークを構築、活用し、介護支援専門員に対する日常的個別指導、相談への対応、事例検討会、交流会、コミュニティケア会議、個別ケア会議等を通じて、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言を行い、後方支援体制の確立、介護支援専門員同士のネットワーク構築に努める。

8 市との連携

- (1) センターは、その運営において常に市との連携を意識し、報告・連絡・相談を徹底するとともに、地域包括支援センター調整会議を開催し、情報の共有に努める
- (2) 市は、権利擁護業務等を委託した立場の責任者として、センターと連携してその活動を支援していくとともに、行政責任において適切に権限を行使して定期的な連絡会議の開催や事業に係る相談支援を実施し、地域住民の保健福祉の促進を担っていく。
- (3) 市は、地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括ケアの基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築に積極的に関わり、運営協議会を構成する事業者・団体・個人は、運営協議会を通して地域の現状や課題を把握し、地域包括ケアシステム構築に向けて、主体的な活動につなげていく。

9 公正・中立性の確保

- (1) センターは、包括的支援事業のみならず指定介護予防支援業務においても、常に地域社会、その他関係機関からの信頼を損なうことのないよう、事業の実施にあたっては、特に公平・中立の立場を確保するよう努める。
- (2) センターは、担当する地域の特性を踏まえた事業計画を毎年作成し、自己評価を実施する。
- (3) 市は、センターの実施する地域ケア圏域会議、コミュニティケア会議、交流会、講座等について計画、周知の段階から参画するとともに、毎年実地確認を実施し、助言指導、センターの運営状況や業務量の把握、課題の共有に努める。
- (4) 地域包括支援センター運営協議会は、センターの設置等に係る承認、事業計画及び自己評価、運営体制等について評価を実施することによりセンターの公正・中立性の確保とセンターの適切な運営に努める。
- (5) 市及びセンターは、地域包括支援センター運営協議会において、事業を実施するに当たり提言を受けた場合は、その内容を真摯に受け止め、運営体制の見直しなど適正

な事業の実施に努める。

附 則

この方針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。